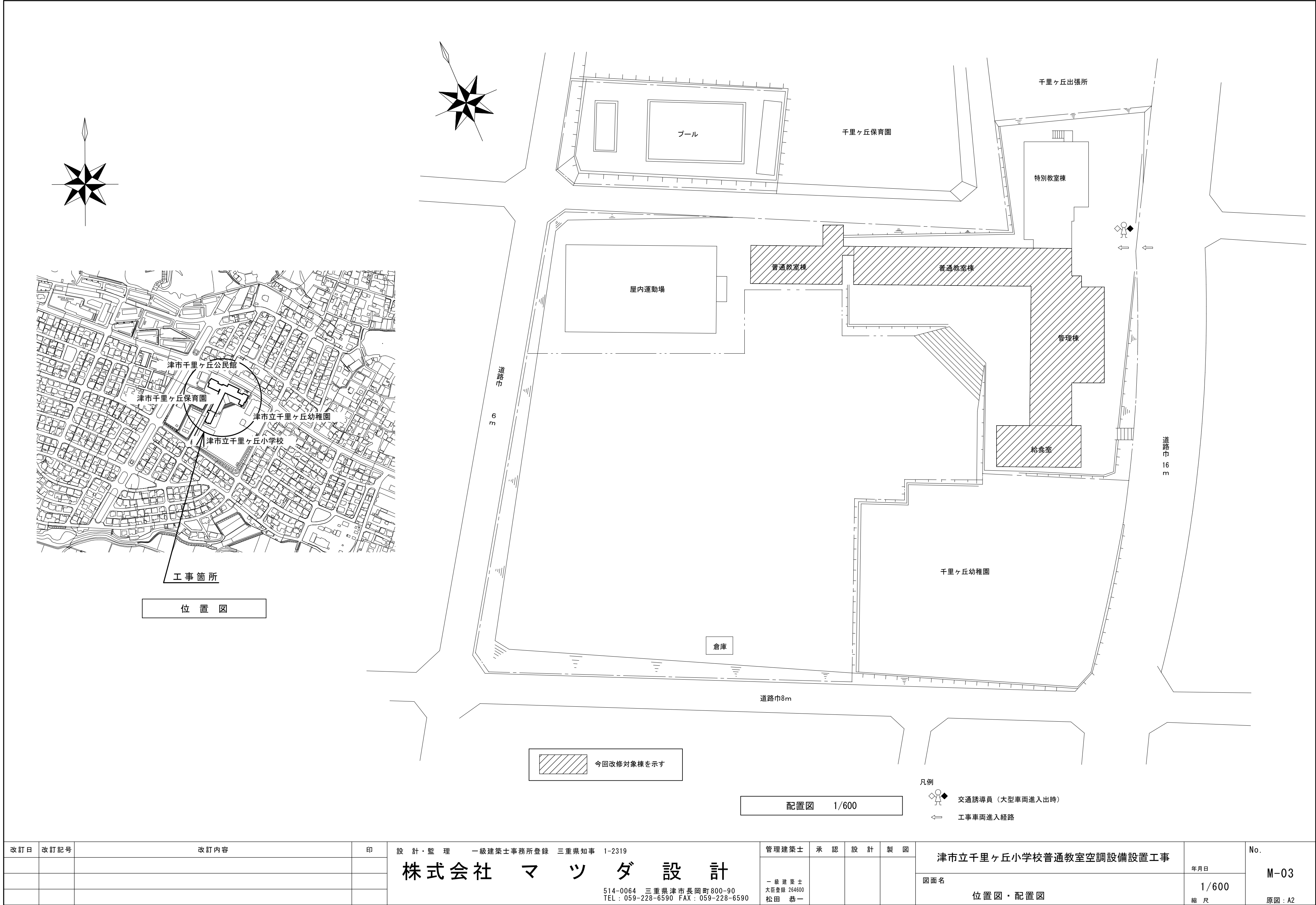


津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事

図面リスト					
機械設備工事				電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M-01	特記仕様書（１）	M-15	２階平面図	E-01	特記仕様書（１）
M-02	特記仕様書（２）	M-16	３階平面図	E-02	特記仕様書（２）
M-03	位置図・配置図	M-17	フェンス・基礎詳細図（参考）	E-03	特記仕様書（３）
M-04	空調設備 凡例・機器仕様 参考要領図			E-04	高圧単線結線図
M-05	配管系統図			E-05	分電盤結線図
M-06	空調設備 １階平面図			E-06	電気設備 １階平面図
M-07	空調設備 ２階平面図			E-07	電気設備 ２階平面図
M-08	空調設備 ３階平面図			E-08	電気設備 ３階平面図
M-09	空調設備 屋上平面図			E-09	電気設備 屋上平面図
M-10	空調制御設備 １階平面図			E-10	キュービクル設置要領図
M-11	空調制御設備 ２階平面図			E-11	高圧単線結線図（撤去）
M-12	空調制御設備 ３階平面図				
M-13	空調制御設備 屋上平面図				
M-14	１階平面図				

[illegible]



改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計				一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/600	M-03
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				位置図・配置図				縮尺	原図: A2	

空調機器表（新設）					
記号	形式・名称	仕様		台数	備考
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：7.1(3.2～8.0)Kw	暖房能力：8.0(3.8～9.5)Kw	5	既製コンクリート架台
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：2.10kW 暖房定格消費電力：2.25kW		
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット			
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：14.0(6.3～16.0)Kw	暖房能力：16.0(7.2～20.0)Kw	18	既製コンクリート架台
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：5.38kW 暖房定格消費電力：4.65kW		
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット			
ACP-3	パッケージエアコン	冷房能力：5.6(2.6～6.3)Kw	暖房能力：6.3(2.9～8.0)Kw	2	既製コンクリート架台
	壁掛型	3相200v	冷房定格消費電力：1.61kW 暖房定格消費電力：1.62kW		
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット			
ACP-4	パッケージエアコン	冷房能力：7.1(3.2～8.0)Kw	暖房能力：8.0(3.6～9.5)Kw	1	既製コンクリート架台
	壁掛型	3相200v	冷房定格消費電力：2.49kW 暖房定格消費電力：2.49kW		
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット			
集中管理リモコンスイッチ		液晶タッチパネル		1	
		グループ制御・個別ノード運転・停止・以上表示・温度設定			
特記事項：運転特性、能力はJIS条件による。電気容量値は参考とする。空調機は省エネタイプ仕様とすること。					
空調機トップランナー基準改定仕様とする。冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。室外機－室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。					
リモコン配線共本工事とする。室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。					
アンカーはケミカルアンカー仕様。機器は同等品以上とする。室外機は防振ゴムシート（t＝10以上）を敷くこと。					
パッケージエアコン室外機には防護ネットを施すこと。機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様による。					

凡 例			
図示記号	名 称	配管材料	防露塗装仕様
—— R ——	冷媒管	空調用保温付被覆銅管	屋内露出：配管化粧カバー 屋外露出：保温材成形+SUS鋼板ラッキング
—— D ——	ドレン管	保温付VP ※屋外はｶﾞｰVPとする	

室外機連絡線・遠隔監視アダプター配線参考図

※ 1. 室内機、室外機に必要な連絡・制御配線はメーカー標準とする。
※ 2. 室外機渡りの露出中継ボックスは塩ビ製とする。

集中リモコン

各室内機の温度設定および
運転管理・グループ制御を行う。

室外機

室外機

室外機

(職員室)
集中リモコン

電線管
屋外露出：HIVE管
屋内隠蔽：
職員室屋内露出：メタルモール

・連絡配管・配線
[CVVS1. 25° -2C]

室内機取付詳細図

アンカーボルト
(オス) M8

天井スラブ

天井内

下部ダブルナット

690

1590

ナット

下部ダブルナット

099

※天井ボードと室内機・壁と室内機の間は可能な限り隙間が空かないよう設置すること

立面図

平面図

天井吊型

冷媒管保温要領

（合成樹脂製カバー）

液管

ガス管

連絡配線

屋内露出

外装材（SUS製鋼板）

バックアップ材充填
（PS筒）

液管

ガス管

連絡配線

屋外露出
ラッキングによる場合

コア抜き参考図

コア抜き

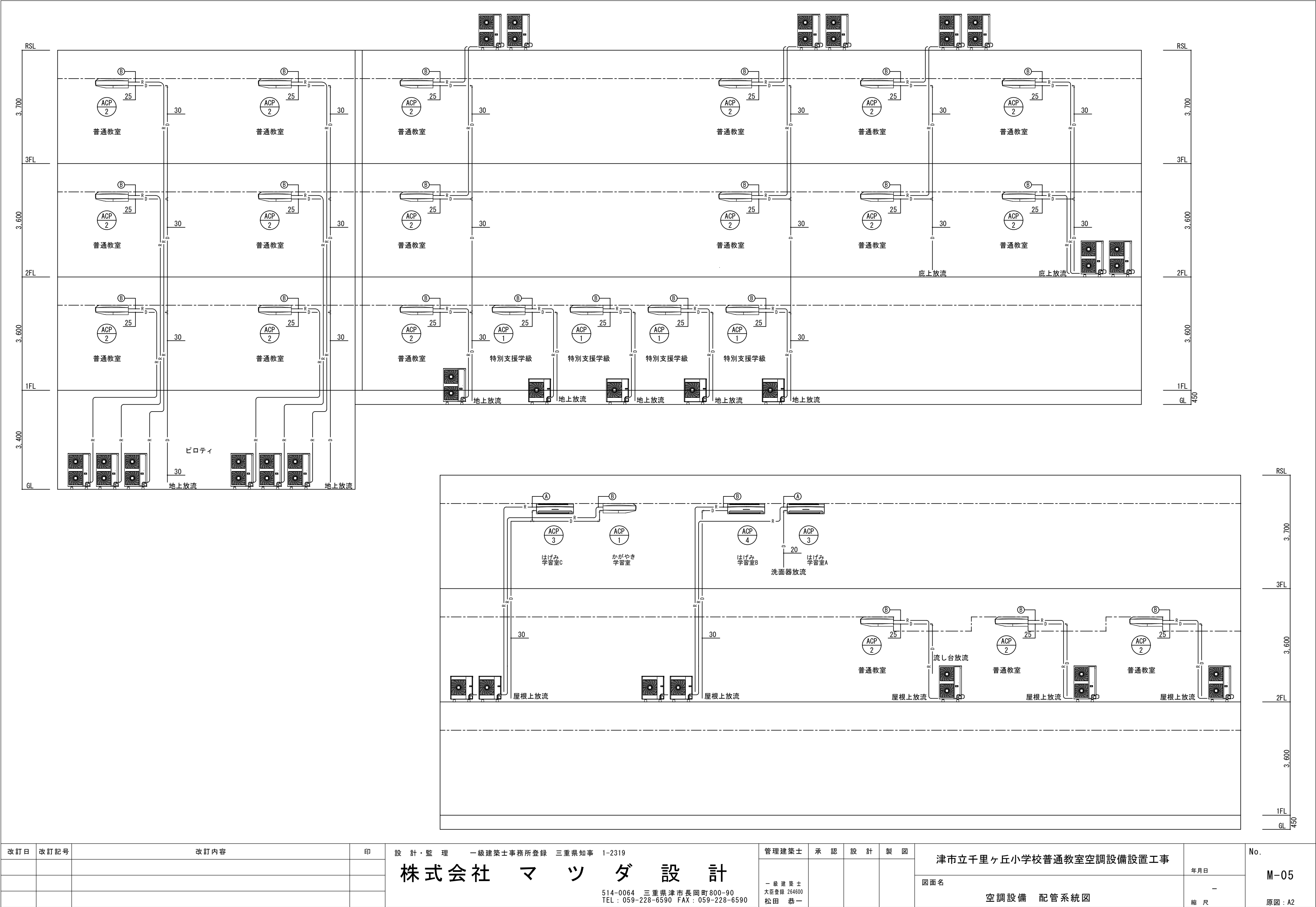
保護管（VU）

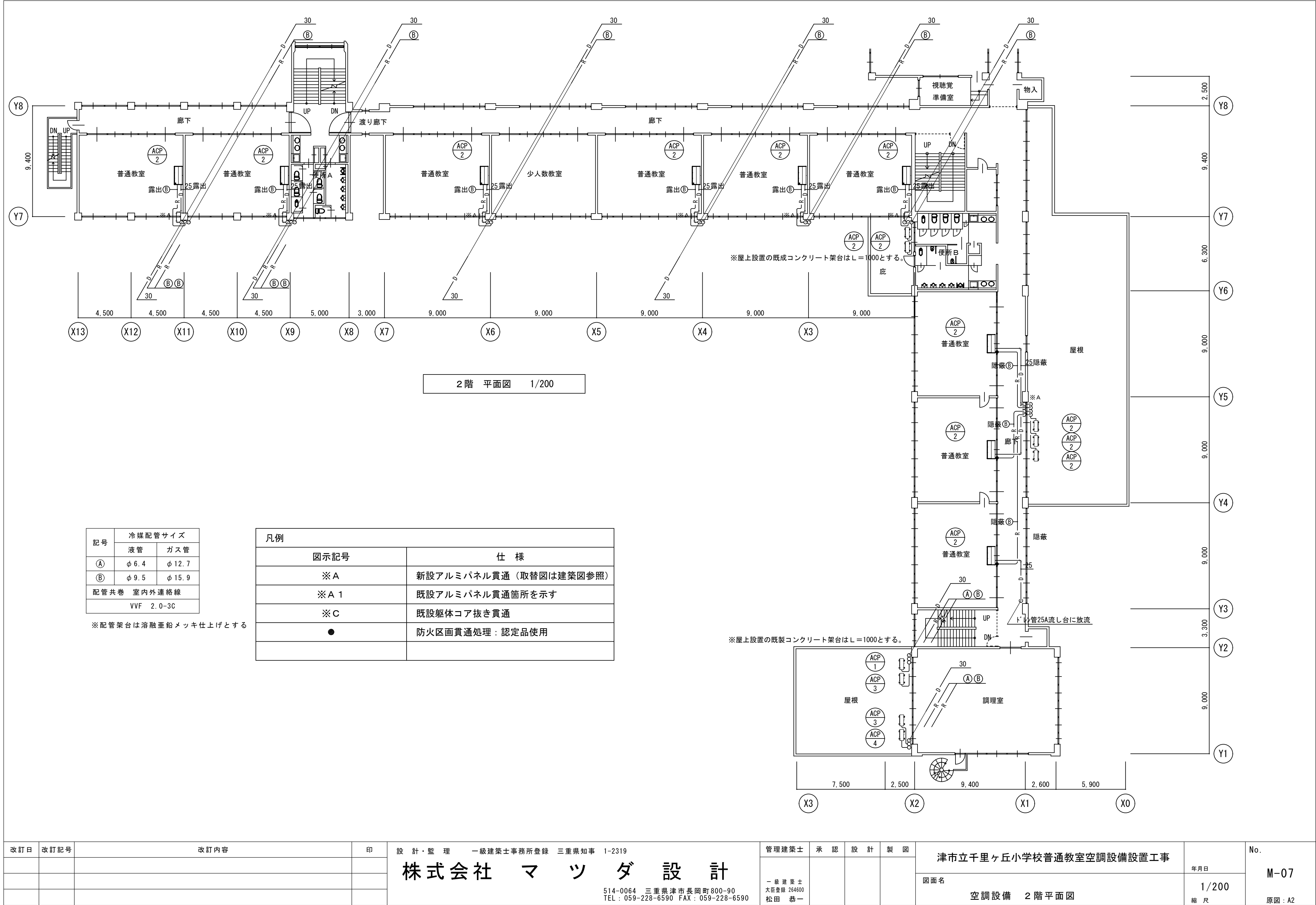
※下り勾配で施工を行う事。

コア抜き

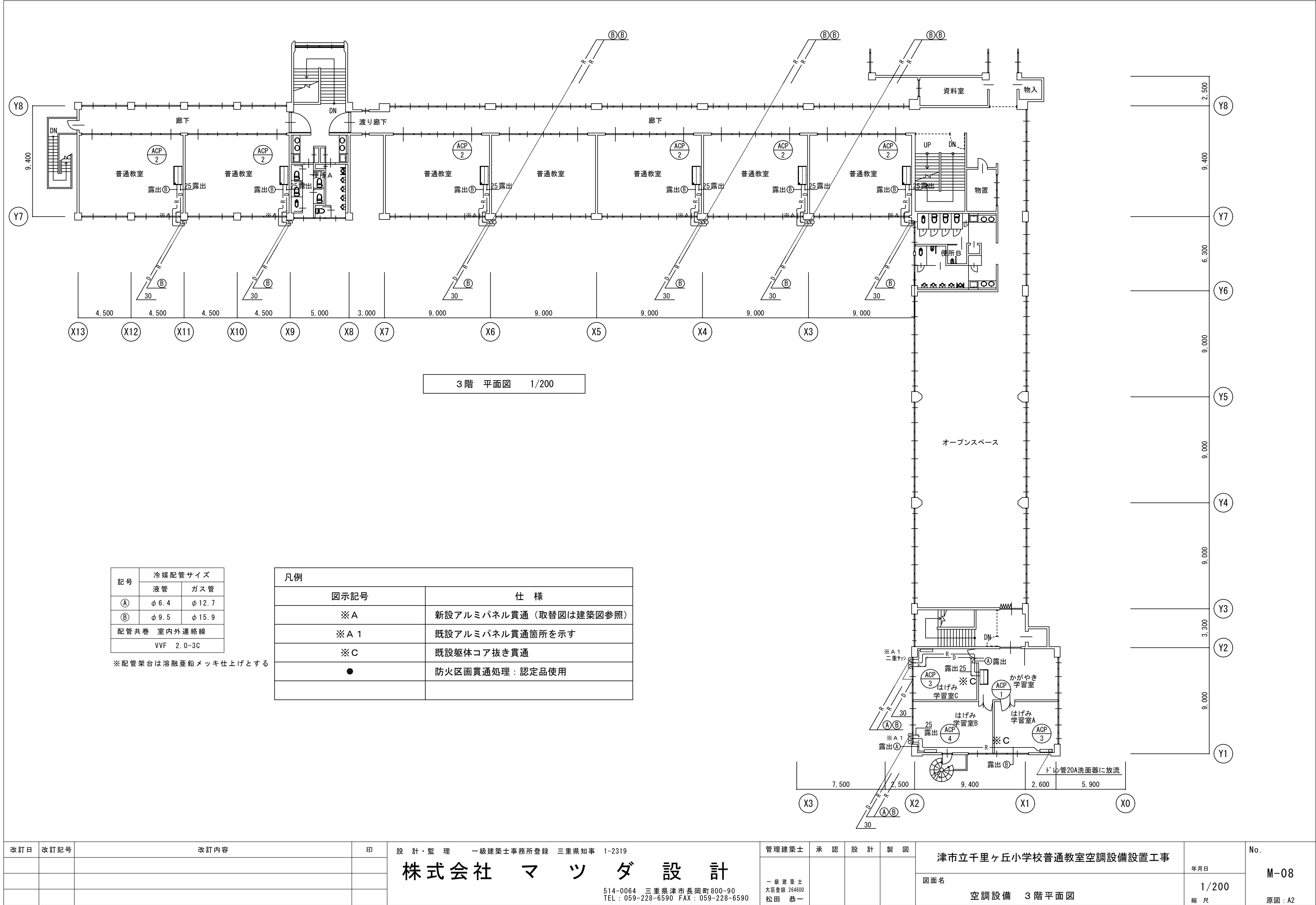
すき間：モルタル詰め

※下り勾配で施工を行う事。

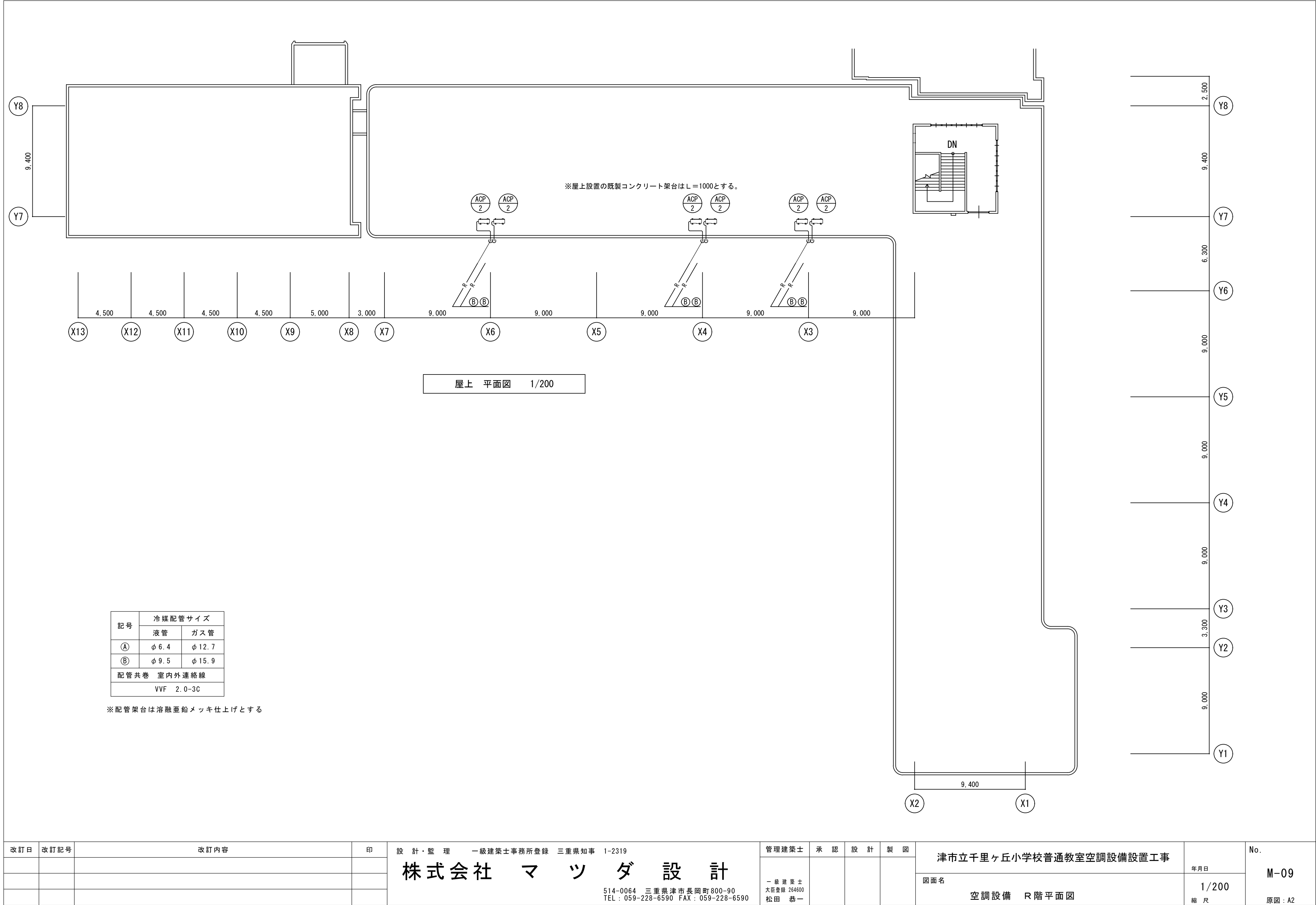


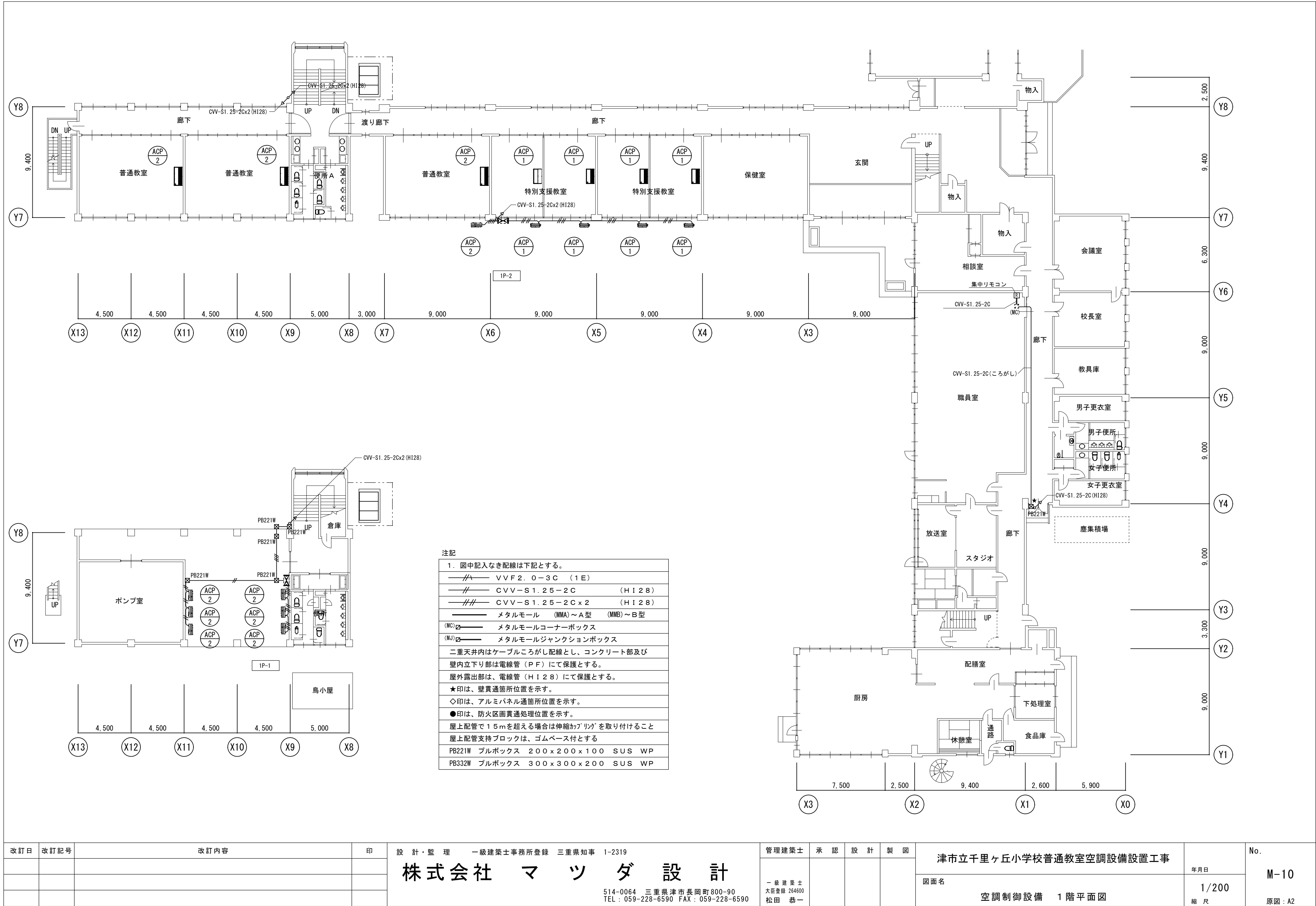


改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計	514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	M-07
										空調設備 2階平面図	縮尺	

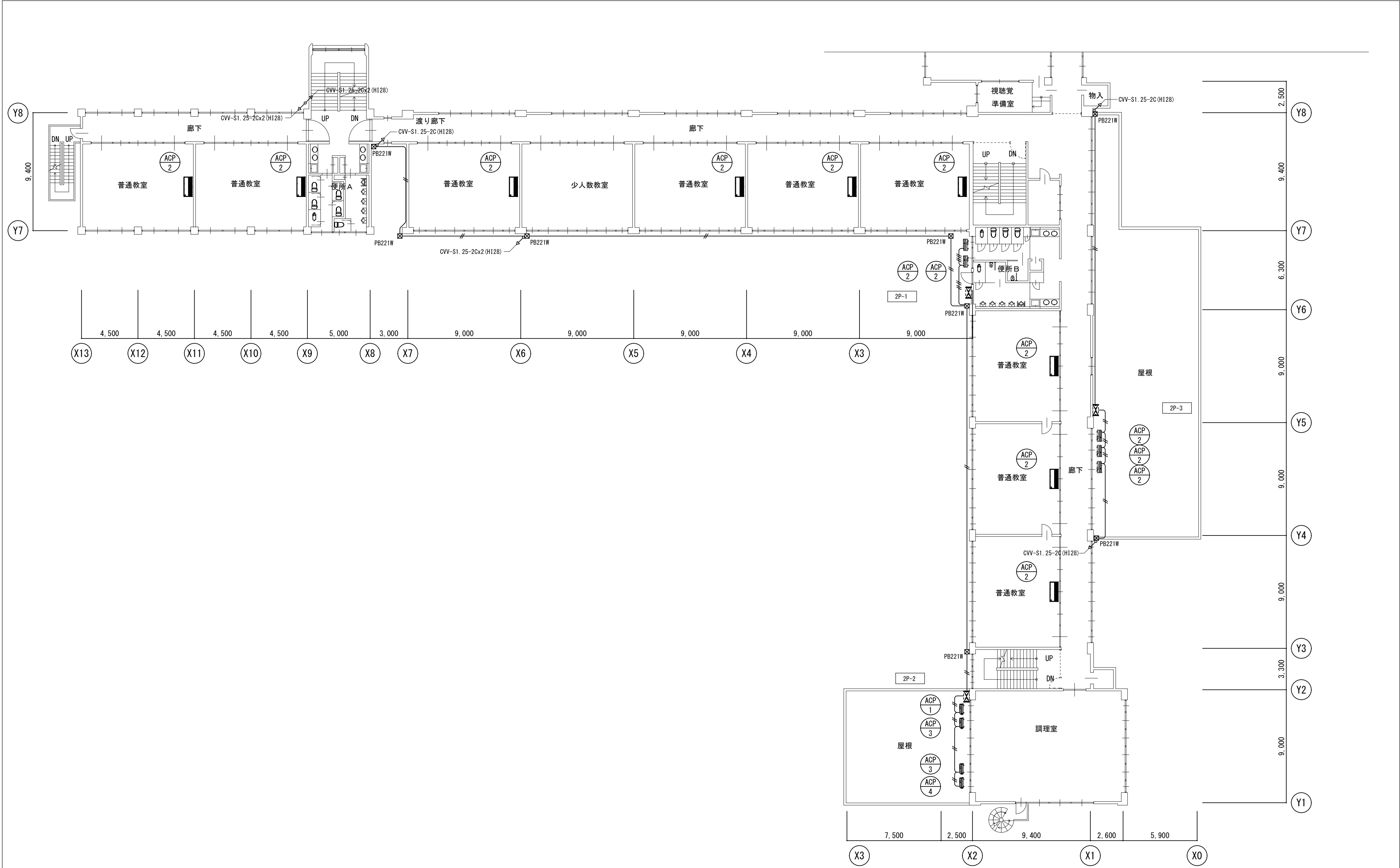


改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計 ・ 監 理	一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株 式 会 社	マ ッ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	M-08
					514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590					空調設備 3階平面図	縮 尺	原図: A2

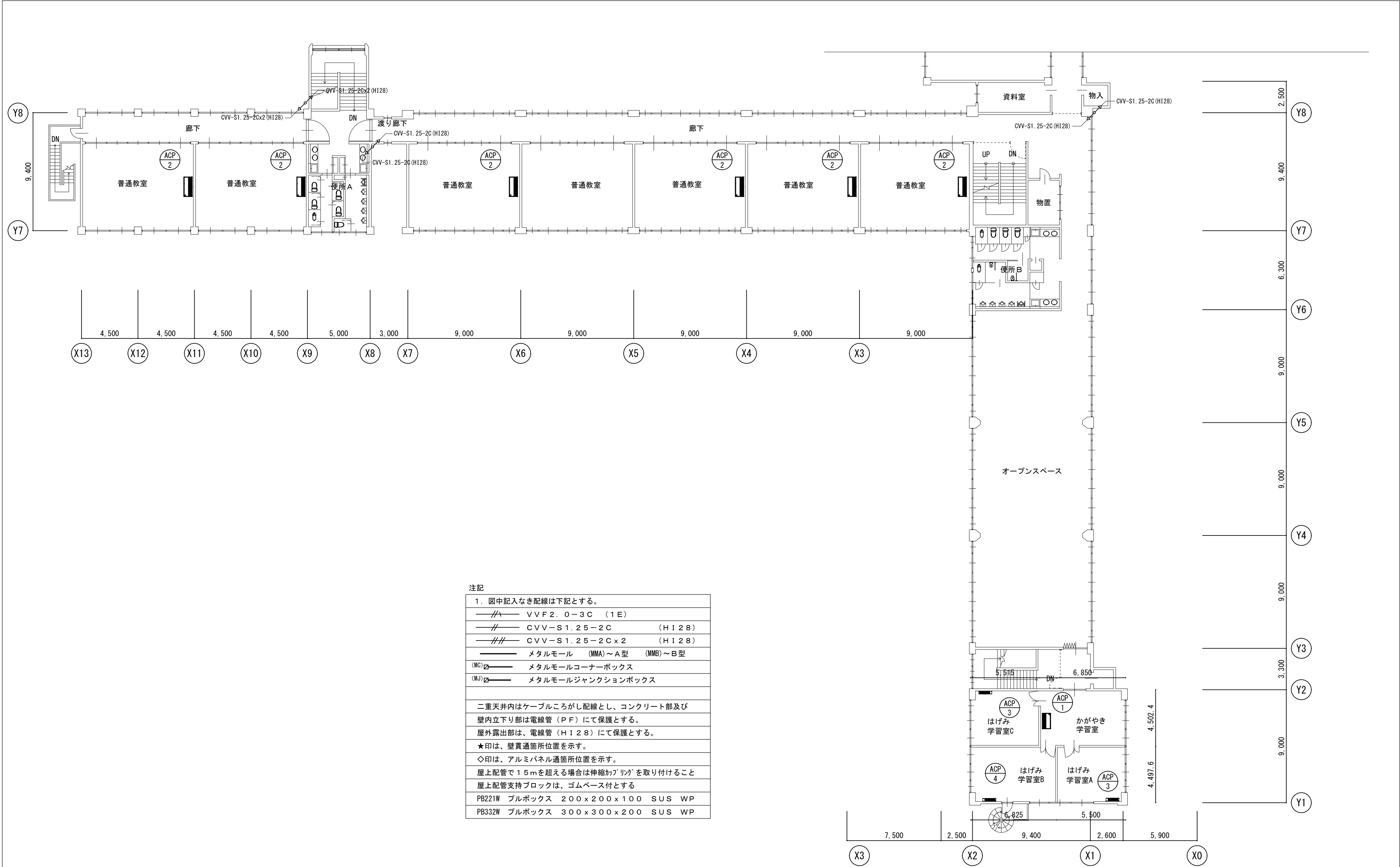




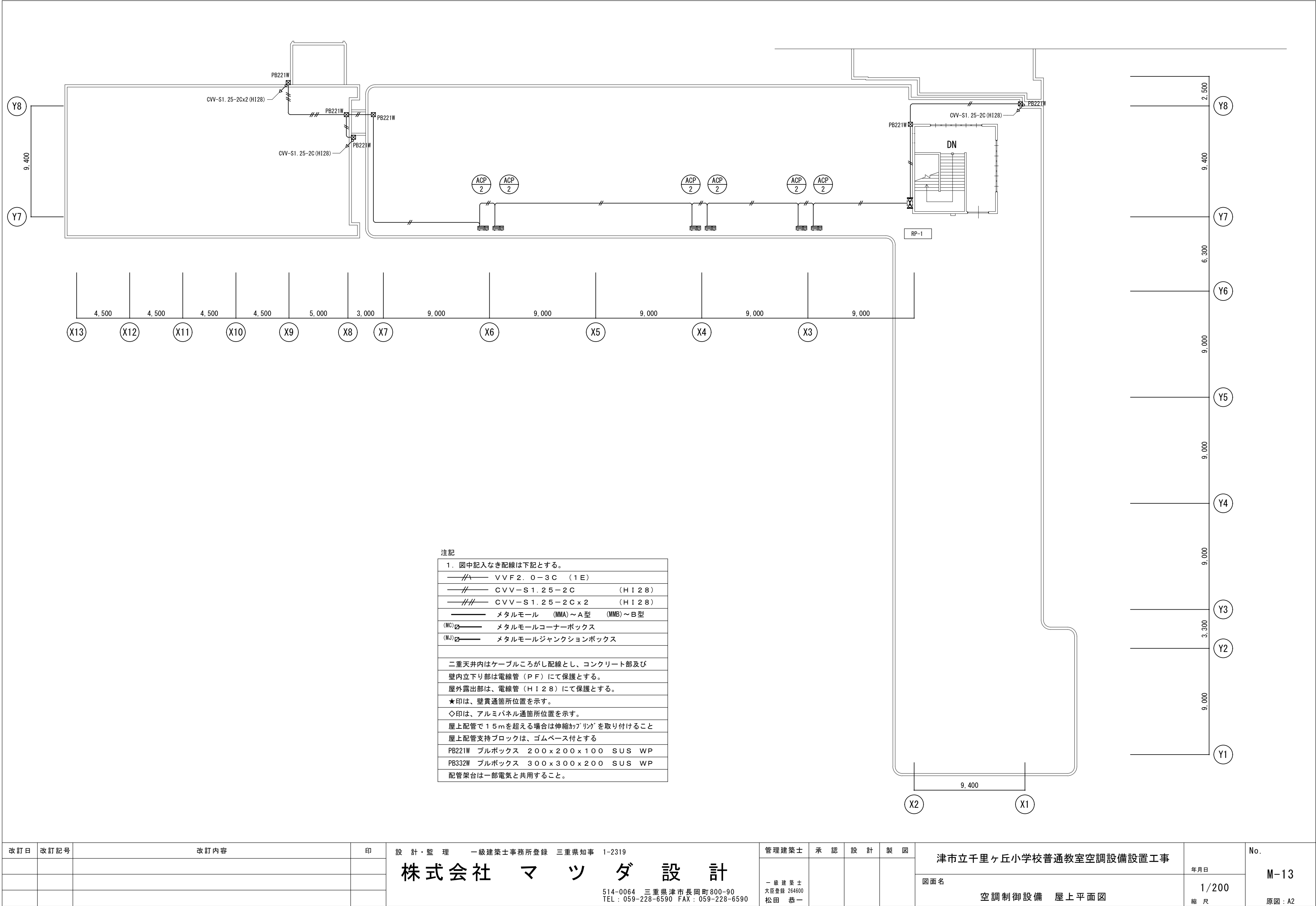
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計				一級建築士				図面名 空調制御設備 1階平面図	1/200	M-10
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				大臣登録 264600					縮尺	
								松田 恭一						原図: A2



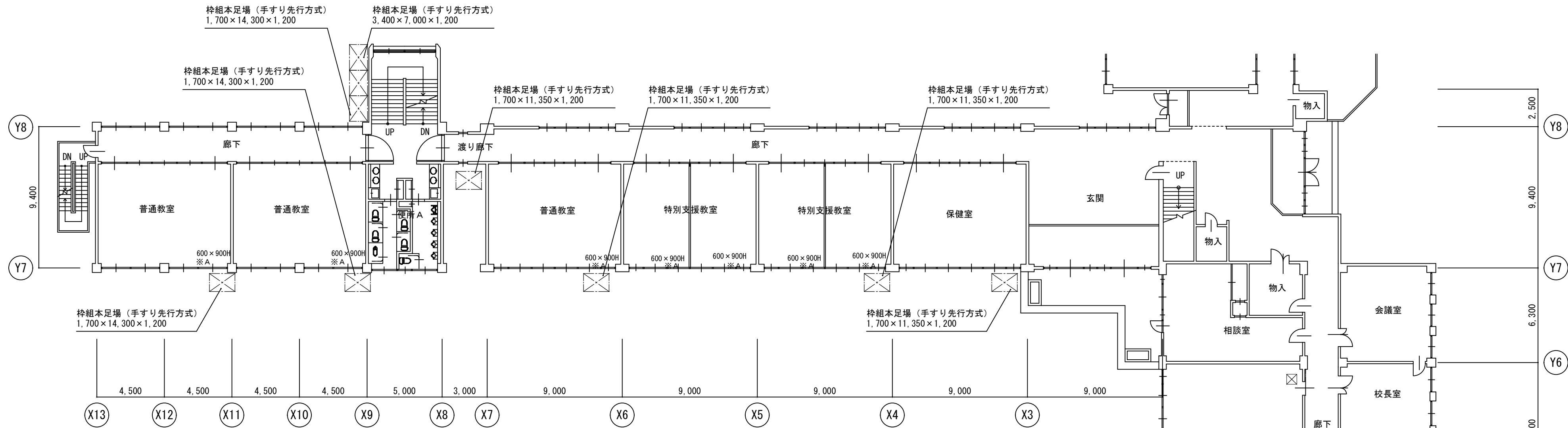
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計				一級建築士				図面名	1/200	M-11
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				大臣登録 264600				空調制御設備 2階平面図	縮尺	原図: A2
				松田 恭一				松田 恭一						



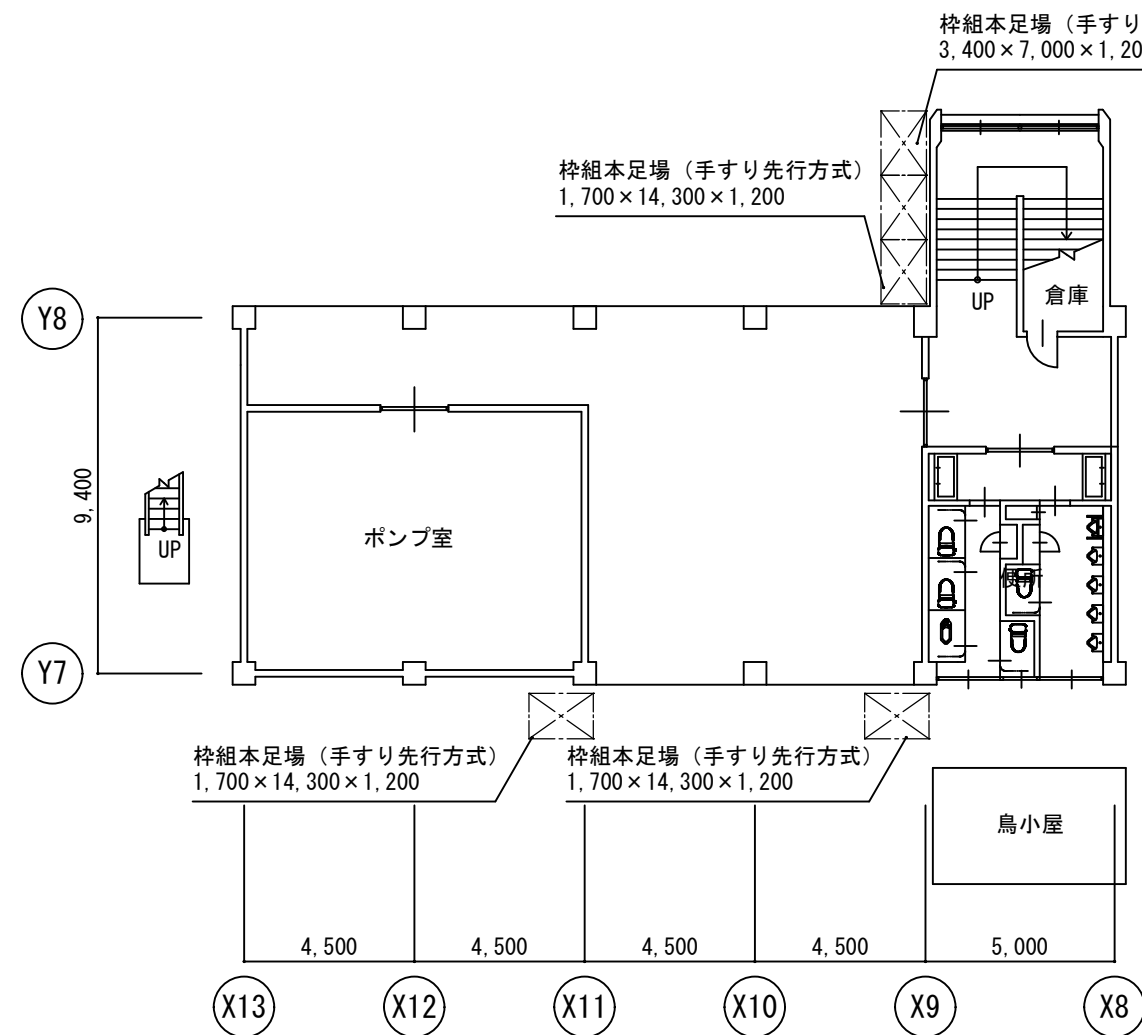
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計				一級建築士				図面名 空調制御設備 3階平面図	1/200	M-12
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				大臣登録 264600					縮尺	
								松田 恭一				原図: A2		



改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マツダ設計				一級建築士				図面名	1/200	M-13
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				大臣登録 264600						
				空調制御設備 屋上平面図				松田 恭一				縮尺	原図: A2	



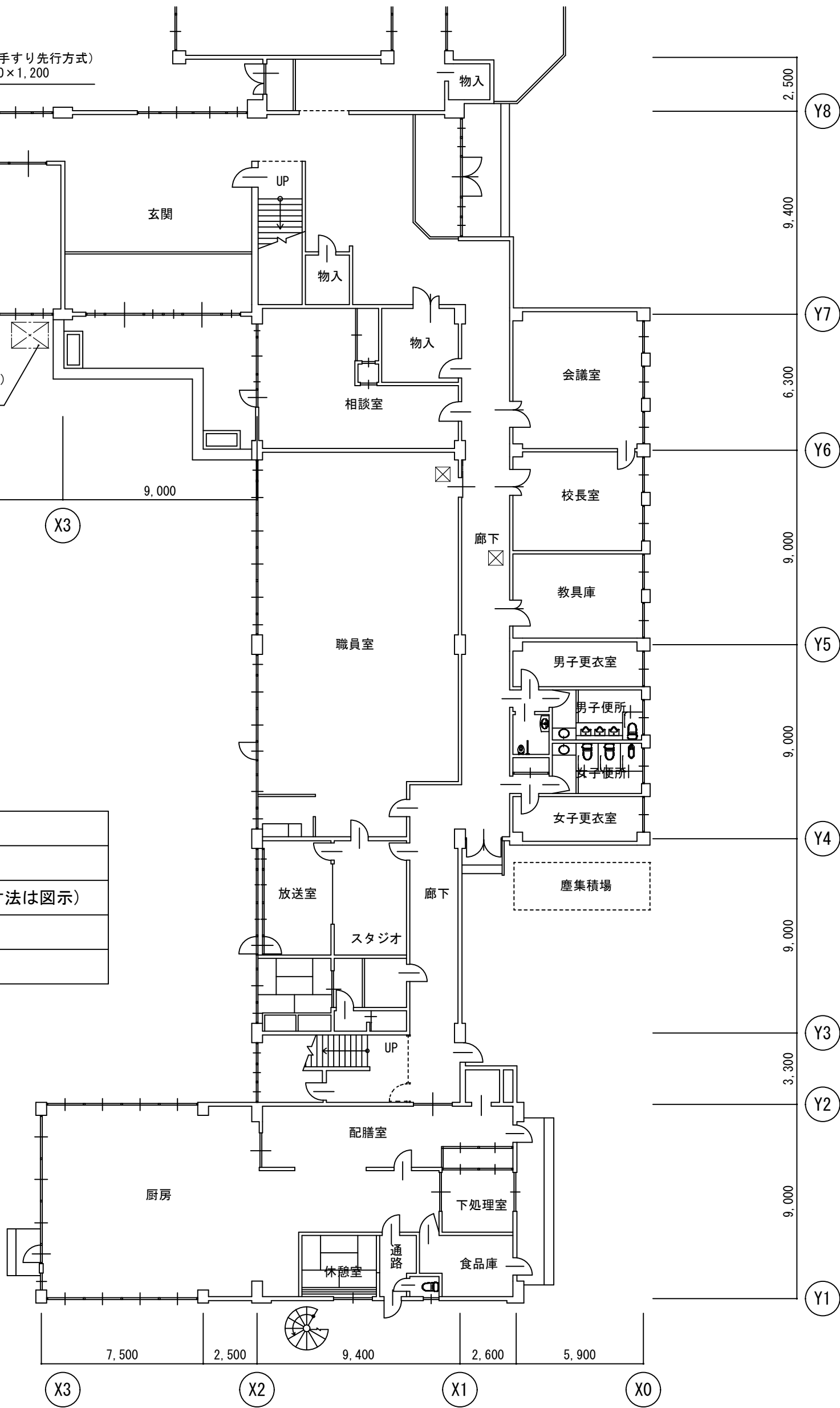
1階 平面図 1/200



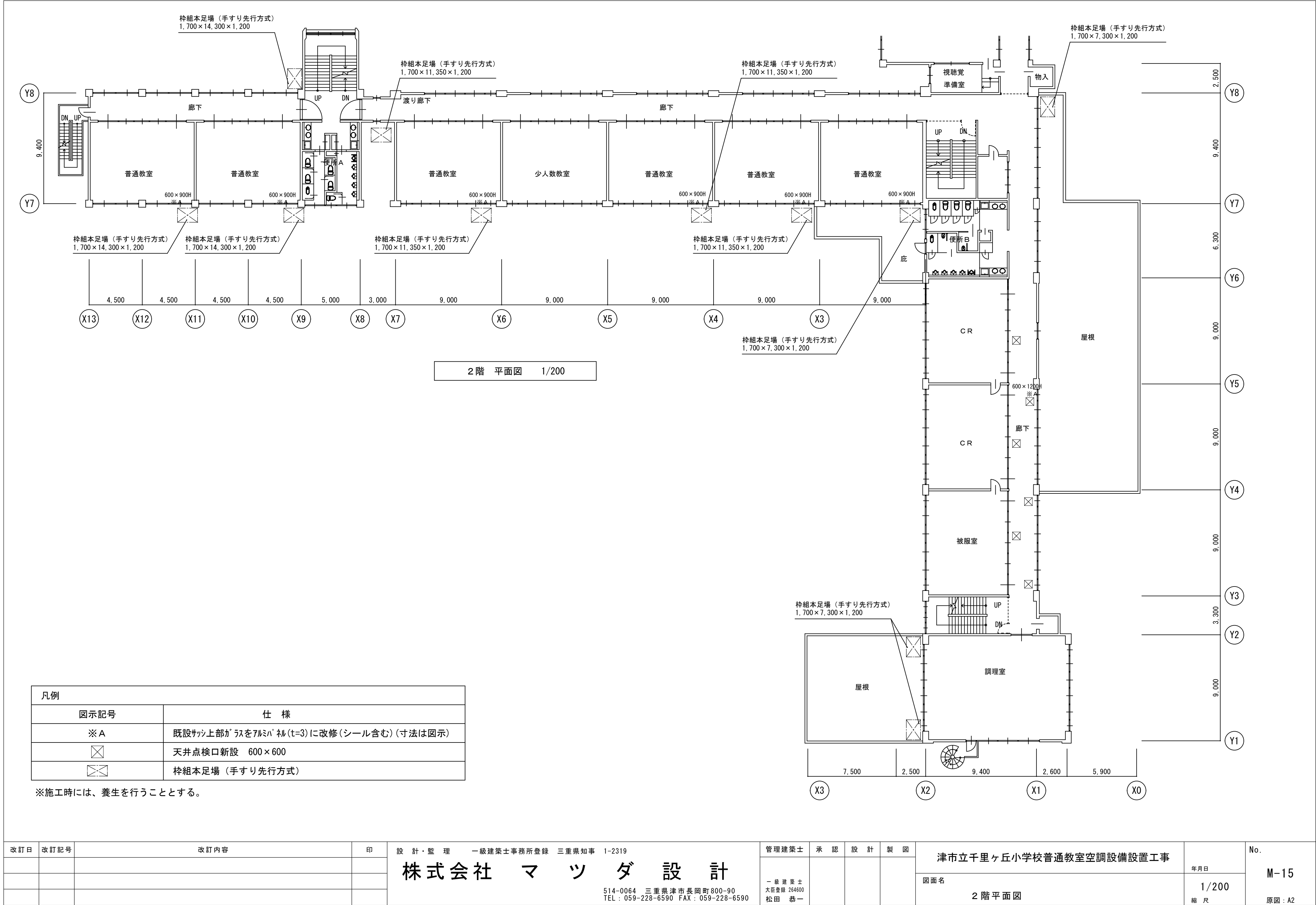
地階 平面図 1/200

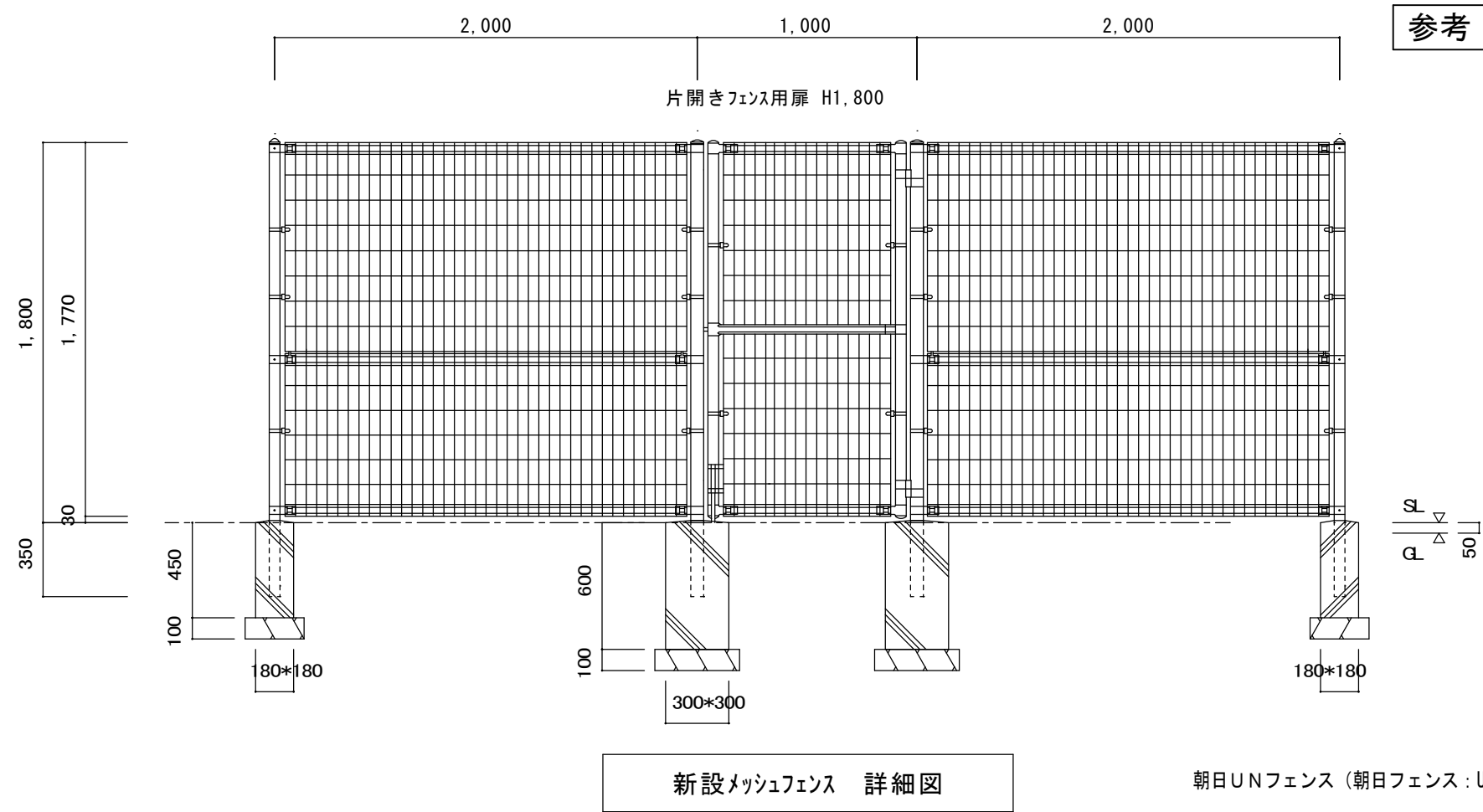
凡例	
図示記号	仕 様
※ A	既設サッシ上部ガラスをアルミバ [®] ル(t=3)に改修(シール含む)(寸法は図示)
⊠	天井点検口新設 600×600
⊞	桎組本足場(手すり先行方式)

※施工時には、養生を行うこととする。

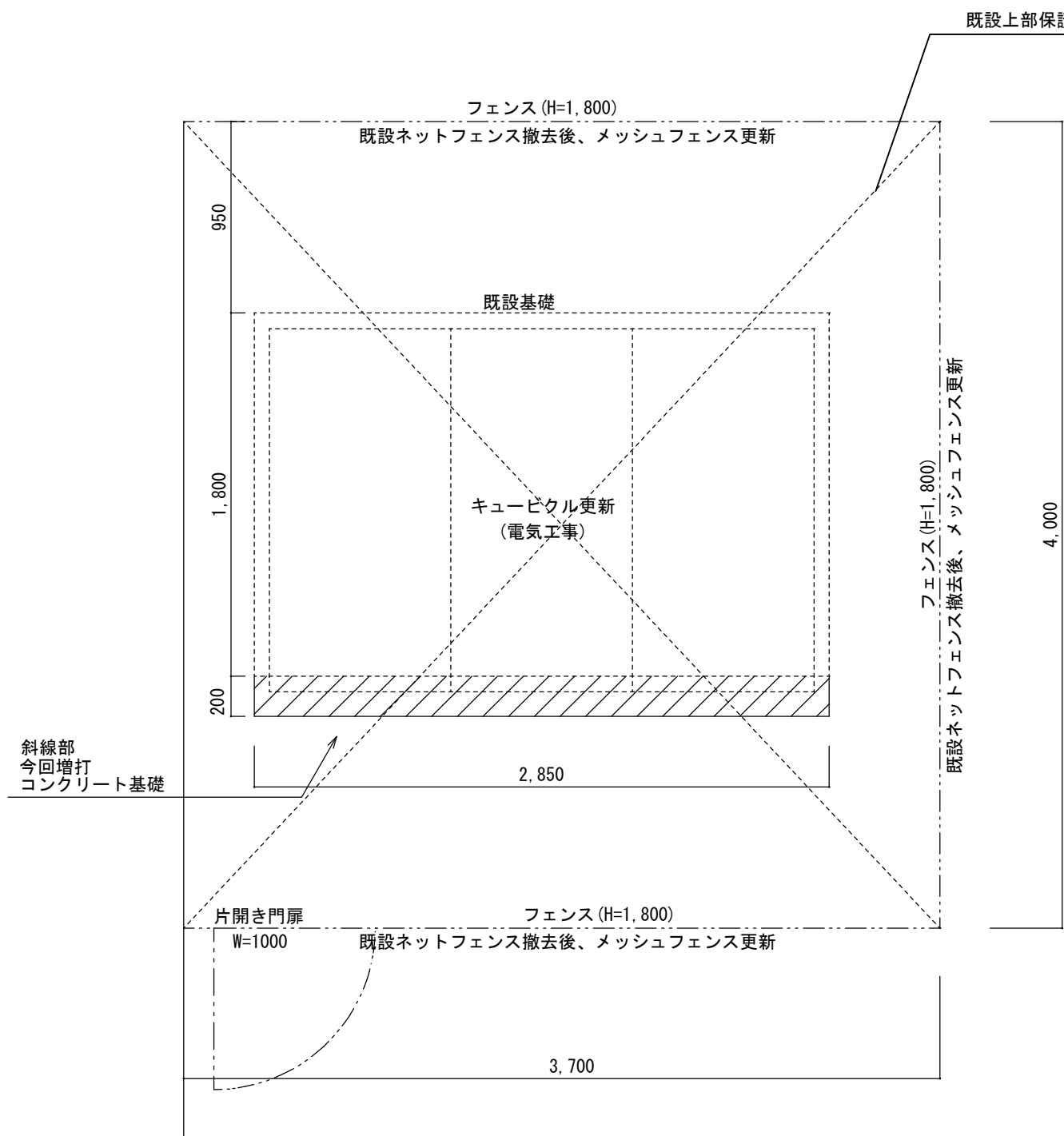


改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設 計・監 理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株 式 会 社 マ ッ ダ 設 計				一 級 建 築 士				図面名 1 階 平 面 図	1/200	M-14
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				大 臣 登 録 264600					縮 尺	
								松 田 恭 一						原図: A2

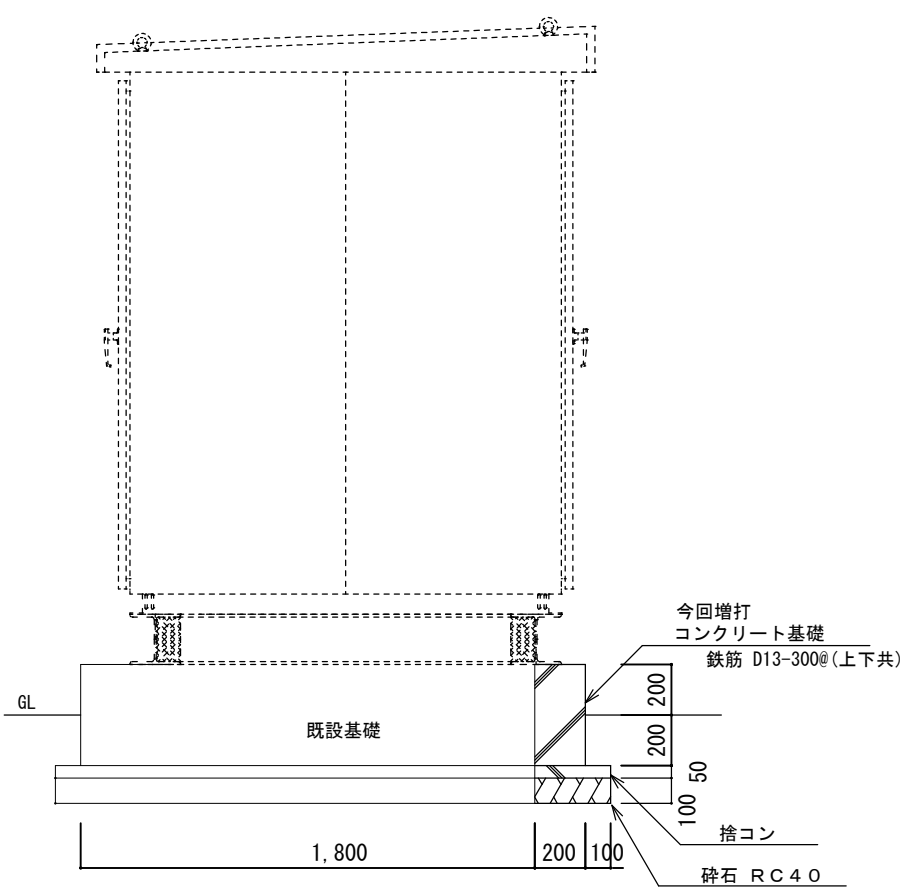
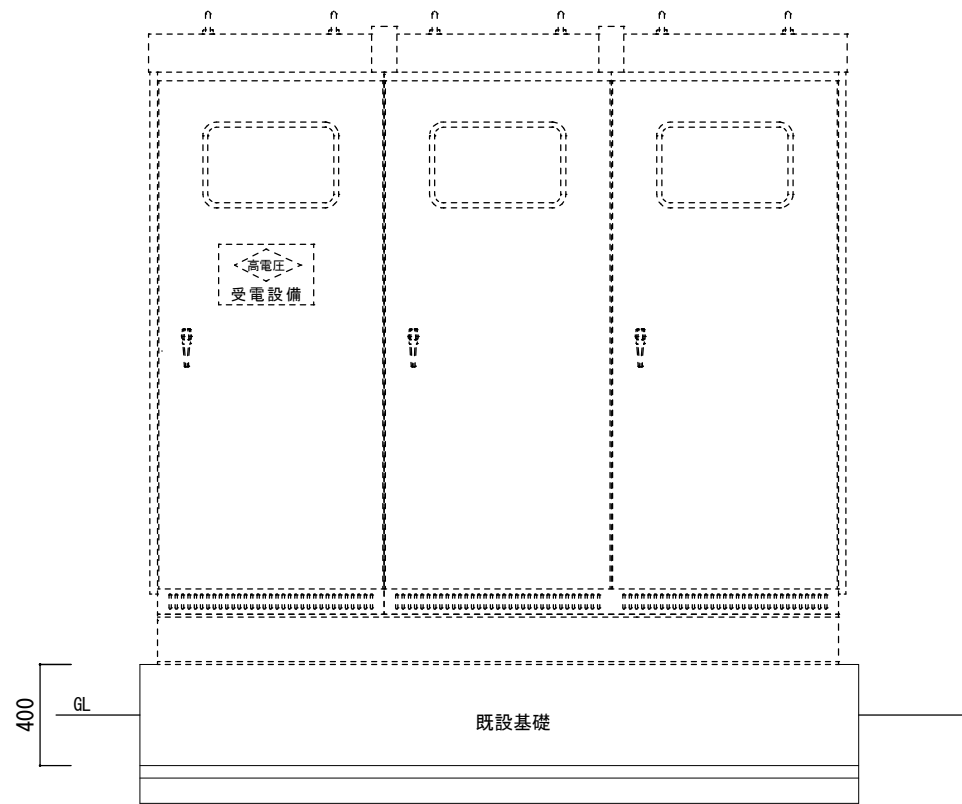




朝日UNフェンス（朝日フェンス：UN-A1800）同等品
南京錠共



既設上部保護フェンスは撤去のみ



基礎 断面詳細図

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	一級建築士事務所登録	三重県知事	1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社	マ	ツ	ダ	設計				図面名	1/30	M-17
								一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				フェンス・基礎詳細図（参考）	縮尺	原図：A2

電気設備工事特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事

2. 工事場所

津市 河芸町千里ヶ丘 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	用途区分
普通教室棟	R C	3階		消防法施行令別表第一
管理棟	R C	3階		
計				

(延べ面積は建築基準法による表記)

4. 工事項目

主な工事項目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 場 所				
	普通教室棟	管理棟			屋 外
電力設備	電灯設備		○		
	動力設備	○	○		
	雷保護設備				
	接地設備				○
受電設備					○
電力貯蔵設備	直流電源設備				
	交流無停電電源設備				
	電力平準化用蓄電設備				
	分散電源設備				
発電設備	ディーゼル発電設備				
	ガスエンジン発電設備				
	ガスタービン発電設備				
	太陽光発電設備				
	風力発電設備				
	その他発電設備				
通信設備	構内情報通信網設備				
情報設備	構内交換設備				
	情報表示設備				
	映像・音響設備				
	拡声設備				
	誘導支援設備				
	テレビ共同受信設備				
	テレビ電波障害防除設備				
	監視カメラ設備				
	駐車場管制設備				
	防犯・入退室管理設備				
	自動火災報知設備				
	自動閉鎖設備				
	非常警報設備				
	ガス漏れ火災警報設備				
中央監視制御設備					
医療関係設備					
構内配電線路					○
構内通信線路					
その他					

Ⅱ. 共通仕様

1. 適用

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。(最新のものを適用)

- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事編・機械設備工事編」(電気設備工事編・機械設備工事編)
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」 「電気設備工事監理指針」 「機械設備工事監理指針」
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
- 国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
- 電気設備に関する技術基準(条令・電気設備技術基準)
- 電気工事業の業務の適正化に関する法律
- 電気工事法
- 労働安全衛生法
- 消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。)
- 電力会社供給約款
- その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項
1. 一般事項	(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に急かつ試験に施工すること。 (2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうと予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のと通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3) 該工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による差配的な仕上りや不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数の集計)を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kV以上の電気工作物においても、第一種電気工士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1) 消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する申請消防設備士の資格を有する者とする。 (2) 電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書(最新版のもの)を備え付ける。 ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ② 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編) ③ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編) ④ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、 「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤ 工事写真の綴り方ー建築設備編ー ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工種別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(フロット図、平面図、縦断面、各種細図、各種詳細図) 主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書、幹線計算書等 ⑤ 照度分布図、センサー動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等(電動機出力は除く)は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	営繕工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ●一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定日(・施設の休業日 ・打ち合わせによる ・その他()) 2) 施工可能時間帯 ●指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ・指定あり 指定時間(・() 時～() 時 ・打ち合わせによる ・その他()) 3) 構成工期 ・適用する(工事期日より() 日前) ・適用しない 4) その他()
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJACICが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

20. 発生材の処理等

(1) 引き渡しを要するもの()
上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。
(2) 特別管理産業廃棄物
・変圧器
・コンデンサ
その他()
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
なお施工に際して、PCB等特別管理産業廃棄物及び難処理し機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。
(3) 現場土
・発生土
・その他()
(4) 再資源化を図るもの
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材
(5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。
また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。
(6) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。
●埋設設備関係 ●電気工作物関係 ●受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係
・その他()

21. 官公署への手続き

工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
●消防設備関係 ●電気工作物関係 ●受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係
・その他()

22. 消防法関係の手続き

(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・別途工事
(2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。

23. 工事用仮設備

構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ・できない

24. 工事中の電気、水、その他

(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。
(2) 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

25. 工事中等の保安管理

新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

26. 搬入計画

大型機器、重量物の搬入前に、搬入経路の有効寸法(厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

27. 製品確認

発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するよう規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

28. 機材等の検査及び試験

検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

29. 完成確認及び完成検査時等の電源確保

機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

30. 完成時の操作説明

タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

31. 不正軽油の使用の禁止

市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
受注者は、市が使用燃料の検油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
設計図面に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

32. その他

2. 施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項 目	特 記 事 項																																																																						
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設管路 ① 項 目 ●埋設配管 ●構造物 ・その他() ② 埋設ルート ・その他() (2) 貫通及びはつり ① 項 目 ●鉄筋 ●配管 ・その他() ② 掘削範囲 ●施工部分 ・その他() (3) 既設との取合い ① 項 目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他() ② 調査範囲 ●施工部分 ・その他()																																																																						
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に、監督員に報告すること。																																																																						
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																						
4. 耐震基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次にする。 設計用標準水平震度(Ks) <table><thead><tr><th rowspan="2">設 置 場 所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th></th><th></th><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td>上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td></tr><tr><td></td><td>水槽類</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>中間階</td><td>機器</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td></td><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td>1階及び地下階</td><td>機器</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 6</td><td>0. 4</td></tr><tr><td></td><td>防振支持の機器</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td></td><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr></tbody></table>	設 置 場 所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設				重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0		防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5		水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6		防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0		水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4		防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6		水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設 置 場 所	機器種別			耐震安全性の分類																																																																			
		特定の施設		一般の施設																																																																			
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																																		
上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																																		
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																																		
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																																		
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																																		
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																																		
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																																		
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ・なし ●あり (2) 溝はつり及び補修 ・なし ●あり																																																																						
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない																																																																						
7. 基礎の配線ビッド	基礎に配線ビッドを設ける場合、ビッドの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																																						
8. 配管・配線の耐震処置	建築物のエキステンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ・行わない ・行う ・行わない																																																																						
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																						
10. 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以上の配管)には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に依わずその指示に従う。																																																																						
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、フッソングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)																																																																						
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋外、屋内(電気室、機械室、EPS、屋頂、地下)その他建築意匠上必要な箇所。 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 ③ 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属位置ボックスの内部には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) ④ 仮検査直後の金属配管には錆止めの塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																						
13. 導入線	通線を行わない配管及び配線引き抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																																						
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																						
15. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																						
16. プルボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形プルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設プルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																																						
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																																						
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② プルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 ① 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ()箇所 ・2箇所 ・4箇所 ② 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ()箇所 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所																																																																						
19. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。																																																																						

改訂日

改訂記号

改訂内容

印

設計・監理

一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

管理建築士

承認

設計

製 図

津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事

図面名

電気設備特記仕様書 1

No.

年月日

E-01

縮 尺

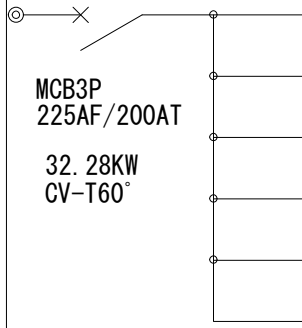
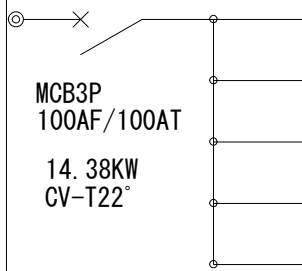
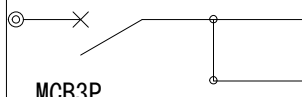
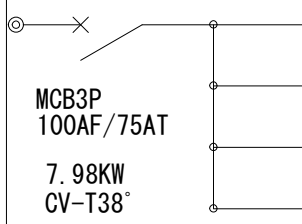
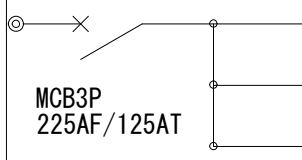
原 因: A2

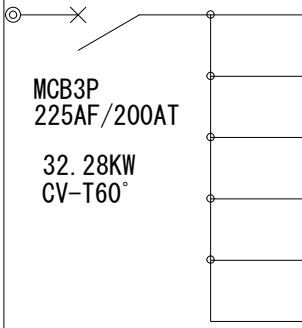
株 式 会 社

マ ツ ダ 設 計

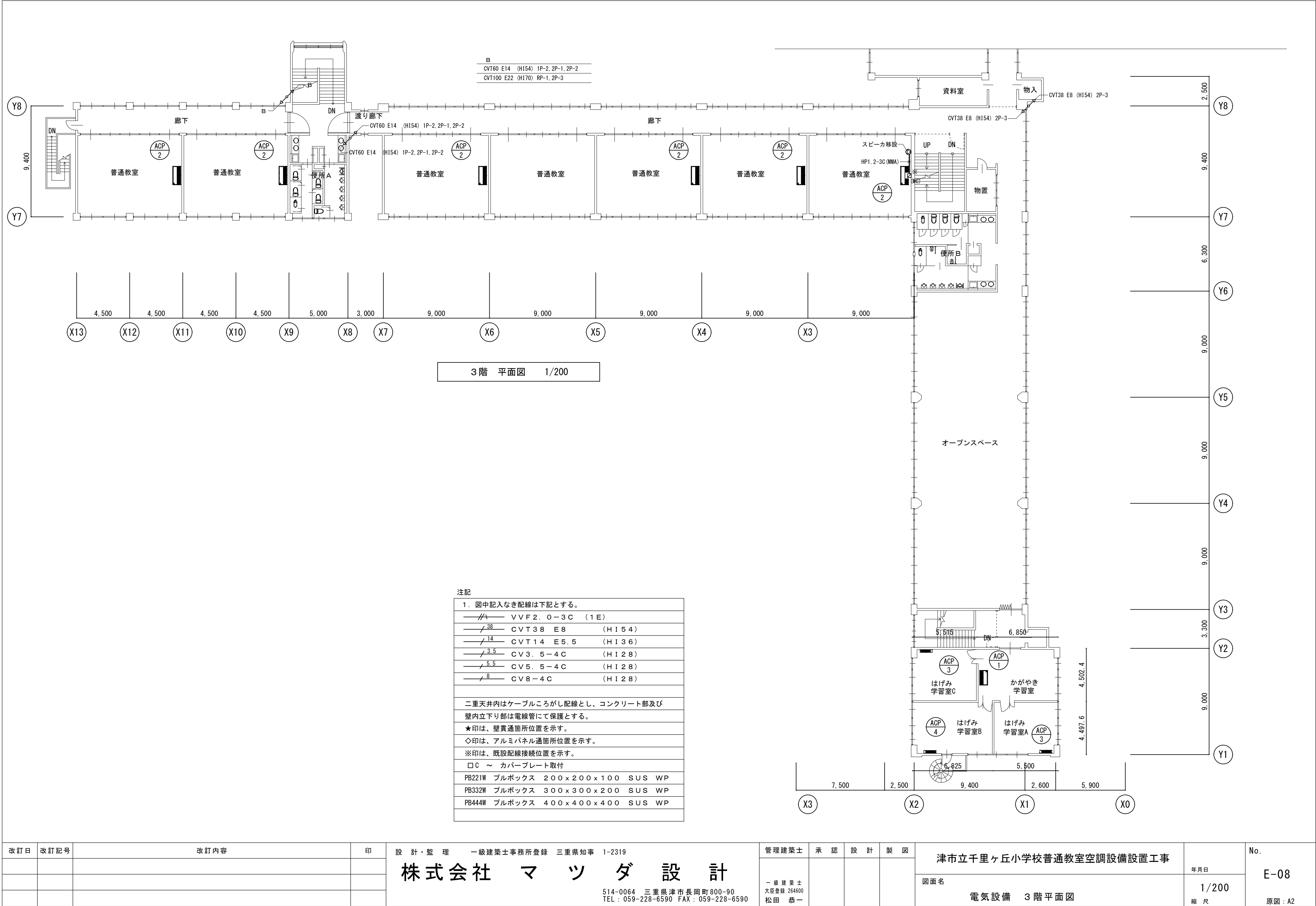
一 級 建 築 士
大臣登録 264600
松田 恭一

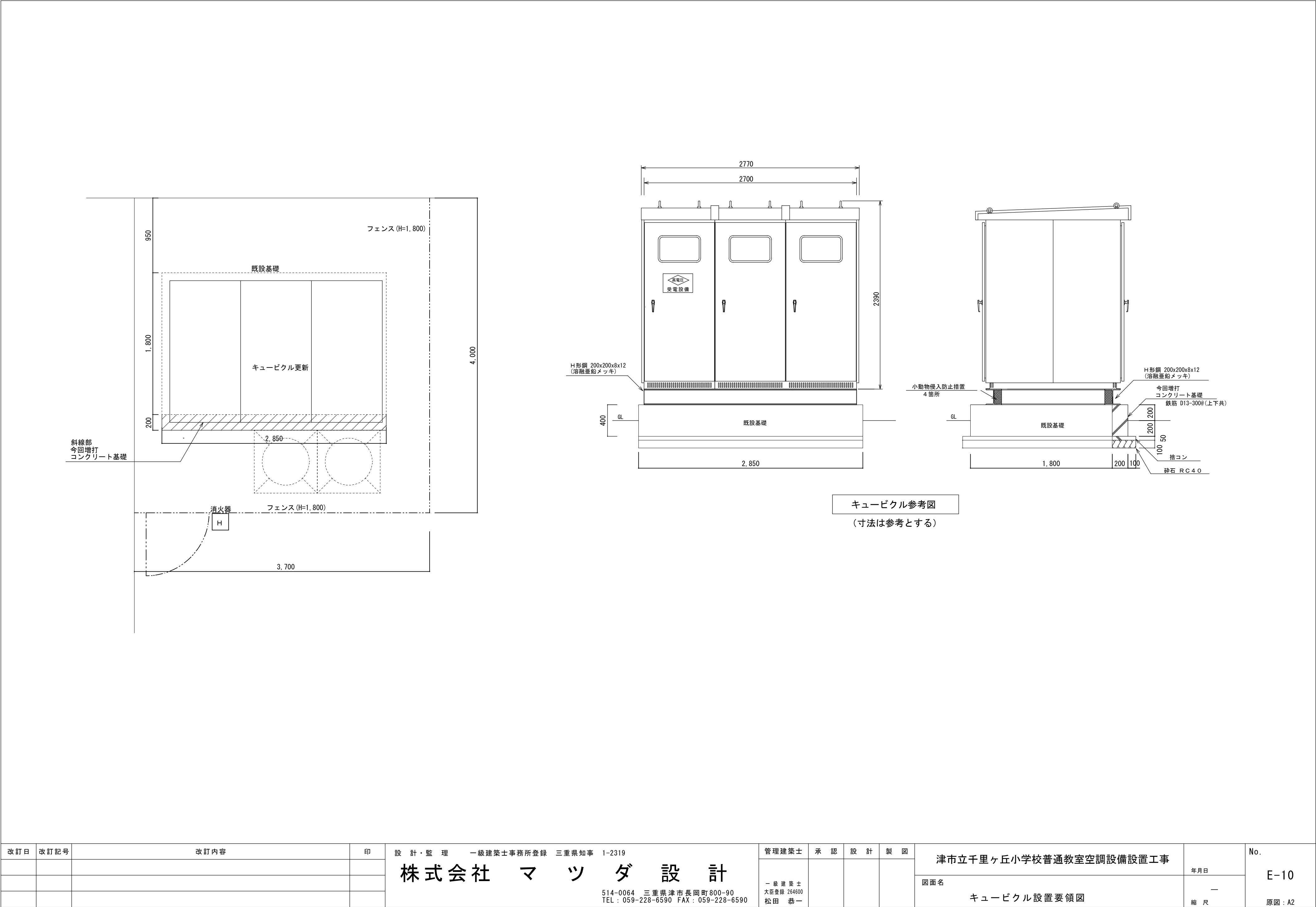
514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590

動力制御盤リスト												
盤名称	幹線番号 結 線	負 荷			分岐開閉器容量							
		機器 番号	機器名称	容量 (KW)	種類	P	AF	AT	主 回路	操作 回路	制御盤二次側配線	
1 P - 1 〔屋外 壁掛 SUS〕	 MCB3P 225AF/200AT 32.28KW CV-T60	1	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		2	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		3	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		4	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		5	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		6	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
1 P - 2 〔屋外 壁掛 SUS〕	 MCB3P 100AF/100AT 14.38KW CV-T22	1	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		2	A C P - 1	2.25	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
		3	A C P - 1	2.25	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
		4	A C P - 1	2.25	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
		5	A C P - 1	2.25	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
2 P - 1 〔屋外 壁掛 SUS〕	 MCB3P 100AF/75AT 10.76KW CV-T22	1	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		2	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
2 P - 2 〔屋外 壁掛 SUS〕	 MCB3P 100AF/75AT 7.98KW CV-T38	1	A C P - 1	2.25	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
		2	A C P - 3	1.62	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
		3	A C P - 3	1.62	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
		4	A C P - 4	2.49	ELB	3	50	15			CV3.5°-4C (HI28)	
2 P - 3 〔屋外 壁掛 SUS〕	 MCB3P 225AF/125AT 16.14KW CV-T38	1	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		2	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		2	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	

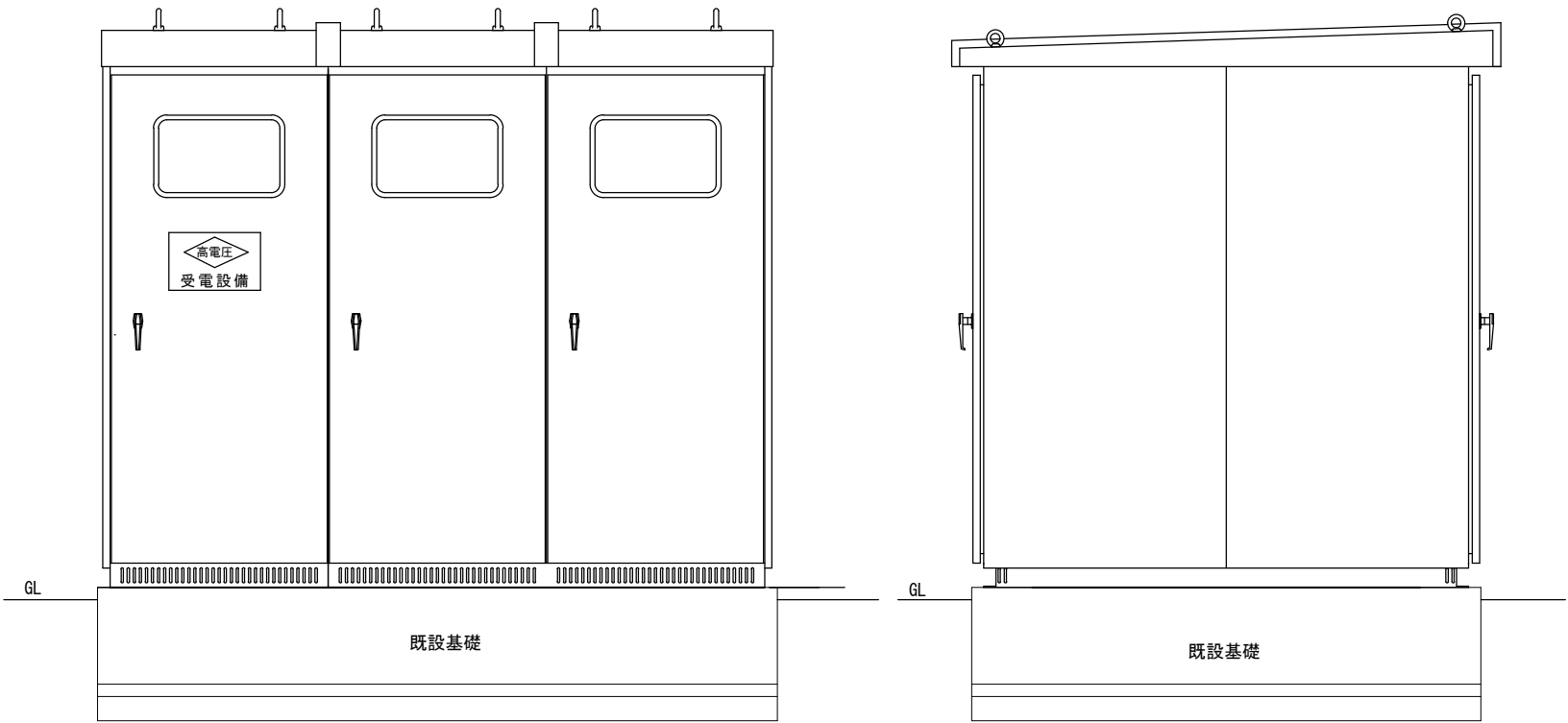
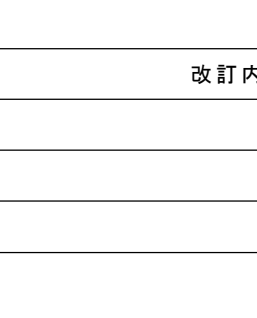
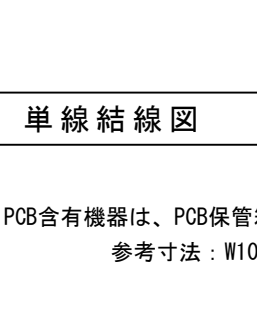
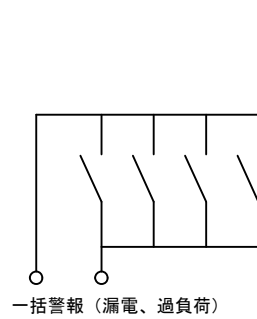
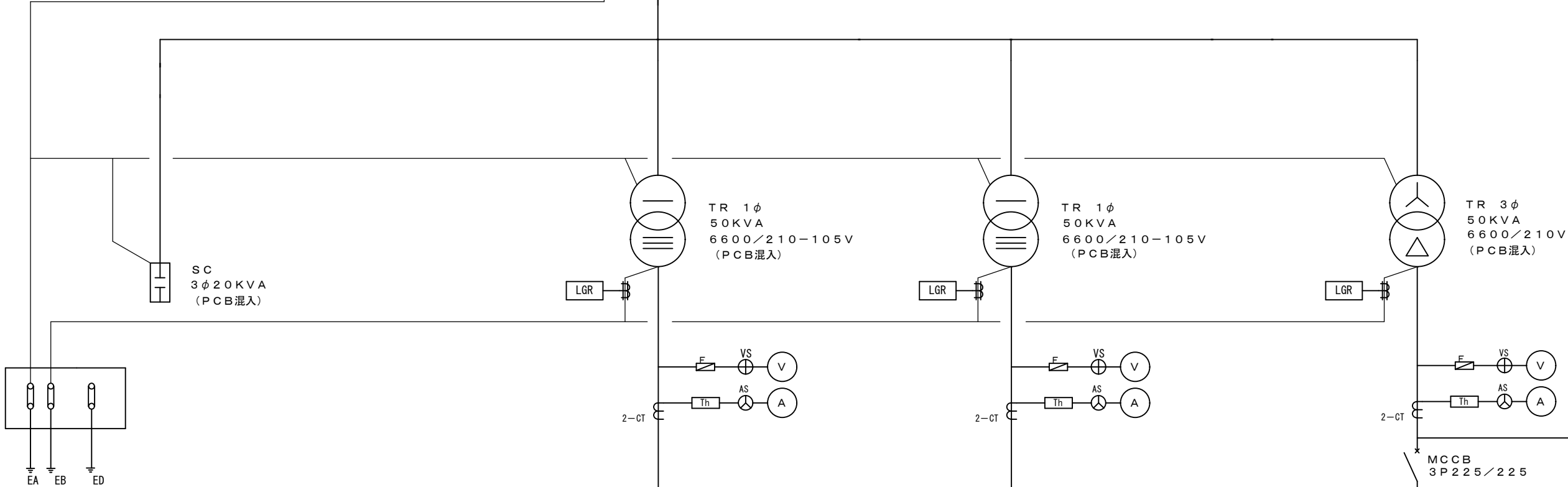
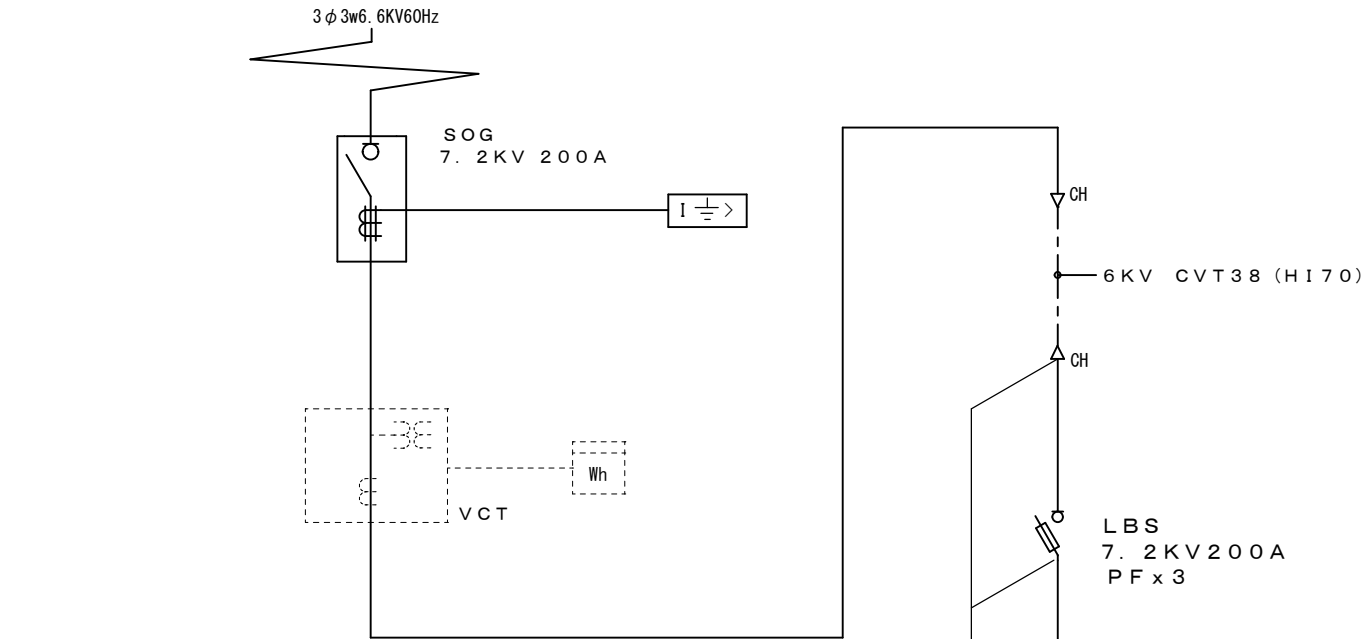
動力制御盤リスト												
盤名称	幹線番号 結 線	負 荷			分岐開閉器容量							
		機器 番号	機器名称	容量 (KW)	種類	P	AF	AT	主 回路	操作 回路	制御盤二次側配線	
R P - 1 〔屋外 壁掛 SUS〕	 MCB3P 225AF/200AT 32.28KW CV-T60	1	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		2	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		3	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		4	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		5	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	
		6	A C P - 2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5°-4C (HI28)	







改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理	管理建築士	承認	設計	製図	津市立千里ヶ丘小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319					図面名	—	E-10
				株式会社 マ ツ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				キュービクル設置要領図	縮尺	原図：A2
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590							



撤去キュービクル参考図

単線結線図

注記
※1 PCB含有機器は、PCB保管箱に入れ、指定場所に保管とする。
参考寸法：W1000 x D1000xH1300程度 鍵付

合計 容量	記号	負荷名称	負荷容量	幹線サイズ	MCCB・ELCB	
					P	A/F/A/T

既設	体育館電灯	(KVA)	3	225/150		
既設	L-2-B		3	100/100		
既設	L-1-A		3	100/100		
既設	増築棟		3	225/225		
既設	予備		3	50/50		

既設	F-1~3		3	100/100		
既設	L-1~3		3	100/75		
既設	給食棟		3	50/50		
既設	L-1-2		3	100/75		
既設	外灯		3	50/50		
既設	予備		3	100/100		
既設	予備		3	50/30		
既設	所内電源		2	50/20		
既設	LGR		2	50/20		
既設	予備		2	50/20		

既設	図書室空調機	(KW)	3	225/125		
既設	M-2		3	225/150		
既設			3	50/50		
既設	プール		3	50/50		
既設	温水ポンプ		3	50/30		
既設	防火ドア		3	50/30		
既設	職員室空調機		3	100/60		
既設	予備		3	100/60		

既設	消火栓ポンプ		3	100/75		
----	--------	--	---	--------	--	--